## 船舶事故調査報告書

令和元年9月25日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故種類	旅客負傷
発生日時	平成29年8月10日 13時04分ごろ
発生場所	鹿児島県南さつま市坊泊 漁港西方沖
	坊ノ浦長瀬北灯標から真方位264°580m付近
	(概位 北緯31°16.1′ 東経130°13.2′)
事故の概要	交通船Skipjack II は、西南西進中、船首部が上下動した際、船首部
	に乗せた旅客1人が負傷した。
事故調査の経過	平成31年3月26日、主管調査官(門司事務所)を指名
	原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	交通船 Skipjack II 、O. 9トン
船舶番号、船舶所有者等	KG3-45009 (漁船登録番号)、個人所有
	第242-20150号(船舶検査済票の番号)
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
	旅客A
負傷者	重傷 1人(旅客A)
損傷	なし
気象・海象	気象:天気 晴れ、風向 西、風速 約6.4m/s、視界 良好
	海象:波高 約0.5~1.0m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、旅客Aほか旅客6人を乗せ、南さ
	つま市あじろ浜に向けて坊泊漁港を出港し、同漁港西方沖で船首方か
	ら連続した波高約0.5~1.0mの波を受けながら手動操舵により約
	9~10ノット(kn)の対地速力で西南西進していた。
	本船は、波に乗って船首部が上下動し、同部の右舷側で船尾方を向
	いて座っていた旅客Aの身体が宙に浮いた後にでん部から落下した。
	船長は、あじろ浜に到着したところ、旅客Aが背部の痛みを訴えた
	ので、旅客A及び旅客Aの家族1人を乗せて坊泊漁港に帰港した。
	旅客Aは、車で近くの病院に向かった後、救急車で地元の病院に搬
	送されて第12胸椎破裂骨折と診断された。
	旅客Aは、乗船するとき、船長から船首部に座らないよう言われた
	が、操縦区画前にほかの旅客が座っており、その周囲に浮き輪及び手
	荷物があったので、座る場所が船首部しかないと思った。
	船長は、本事故後の便で減速して航行したところ、波の影響による
	船体動揺を軽減できたので、本事故時も十分に減速しておけば良かっ
	たと思った。
分析	本船は、西南西進中、船首方から波高約 0.5 ~ 1.0 mの波を受け
	る状況下、船長が旅客Aを船首部に乗せた状態で約9~10knの速力

	で航行していたことから、波に乗って船首部が上下動した際、旅客A
	の身体が宙に浮いた後にでん部から落下して負傷したものと考えられ
	<b>る</b> 。
原因	本事故は、本船が、西南西進中、船首方から波高約 0.5 ~ 1.0 m
	の波を受ける状況下、船長が旅客Aを船首部に乗せた状態で約9~
	1 Okn の速力で航行していたため、波に乗って船首部が上下動した
	際、旅客Aの身体が宙に浮いた後にでん部から落下したことにより発
	生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え
	られる。
	・船長は、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるとき
	は、旅客を比較的動揺の小さい船体後方等へ移動させるととも
	に、十分に減速するなど波の影響による船体動揺の軽減に努める
	こと。